みんなの力で自然環境都市「猪苗代」の形成を

猪苗代町都市公園アダプト・プログラム

活動マニュアル

Adopt－Program
（Inawashiro City Park）

Adopt－Program
（Inawashiro City Park）

猪苗代町をいつまでも美しく・・・

都市公園からはじめよう・・・

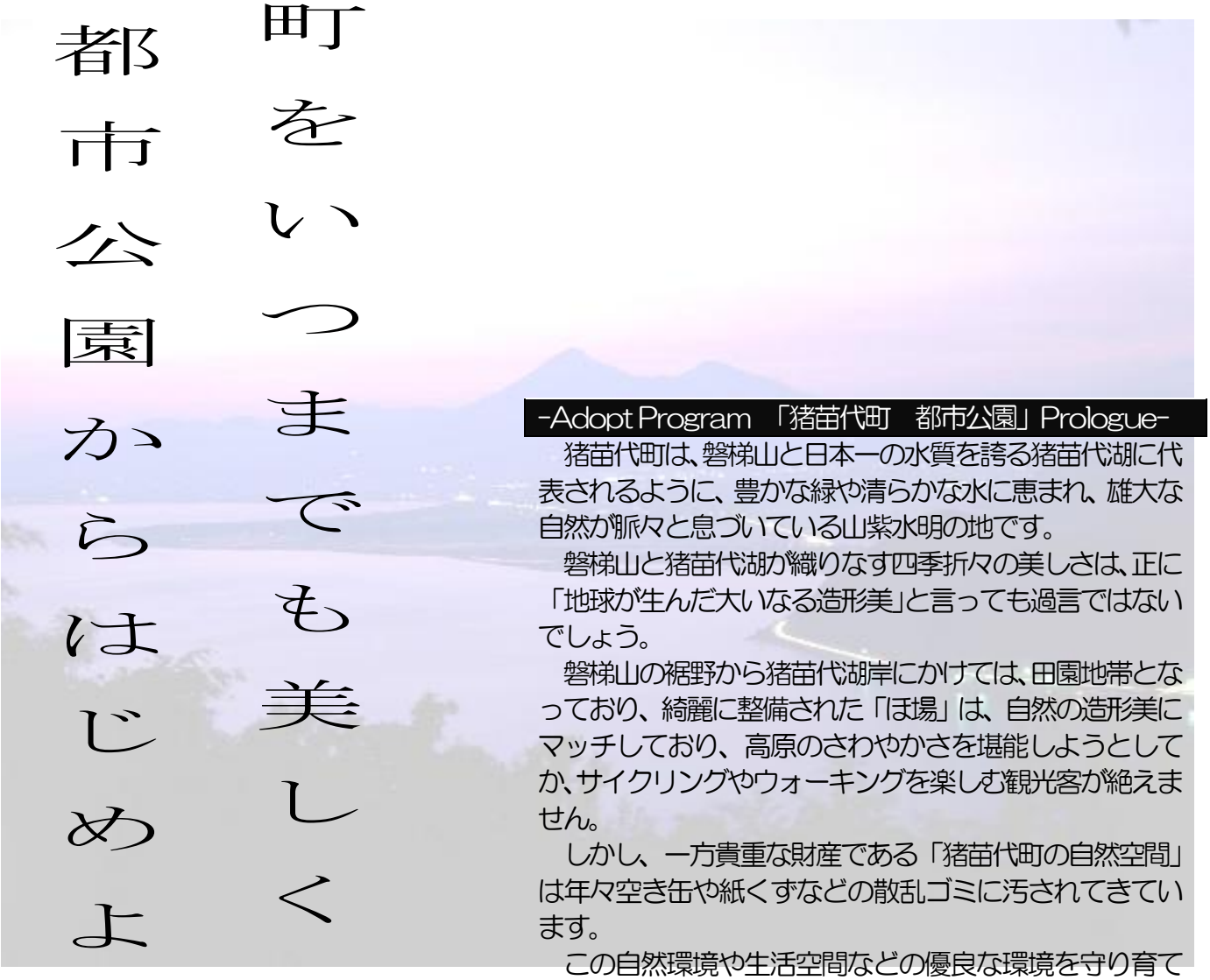

-Adopt Program 「猪苗代町　都市公園」Prologue-

猪苗代町は、磐梯山と日本一の水質を誇る猪苗代湖に代表されるように、豊かな緑や清らかな水に恵まれ、雄大な自然が脈々と息づいている山紫水明の地です。

磐梯山と猪苗代湖が織りなす四季折々の美しさは、正に「地球が生んだ大いなる造形美」と言っても過言ではないでしょう。

磐梯山の裾野から猪苗代湖岸にかけては、田園地帯となっており、綺麗に整備された「ほ場」は、自然の造形美にマッチしており、高原のさわやかさを堪能しようとしてか、サイクリングやウォーキングを楽しむ観光客が絶えません。

しかし、一方貴重な財産である「猪苗代町の自然空間」は年々空き缶や紙くずなどの散乱ゴミに汚されてきています。

この自然環境や生活空間などの優良な環境を守り育てていくこと及び、住民協働のまちづくりの第一歩として、ここに「猪苗代町都市公園アダプト・プログラム」を制定し、町の主要公共施設の一つと位置づけられている都市公園を、地域住民自らの手で清掃・環境美化活動を行い、公園の環境保護につとめ、ゆくゆくは、この活動が猪苗代町全域において広まるよう実行して行きたい。

Contents

1.　What's　Adopt　Program　（アダプト・プログラムとは）・・・・・・・・・・・・・・・1

2.　アダプト・プログラムの取り組みの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3.　申し込みからＡｄｏｐｔ（養子縁組）公園施設の決定・養子縁組まで・・・・・・・・・・3

4.　年間計画の作成から活動準備まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

5.　清掃・環境美化活動から活動報告まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

6.　関連規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」運営要綱

1．What’s　Adopt　Program　（アダプト・プログラムとは）

猪苗代町　都市公園アダプト・プログラム（※1）は、清掃・環境美化ボランティア活動により、「猪苗代町　都市公園」のゴミ等を取り除き、美しい公共空間を作り保存する新しい取組です。

●Adopt

1 アダプトとは「養子縁組」のこと

猪苗代町の都市公園を各公園内公園施設区分に分類し、各公園施設ごとに参加者（団体・企業等）を募り、公園施設と参加者が「養子縁組（Ａｄｏｐｔ）」します。

2 清掃・環境美化ボランティア

参加者は、Ａｄｏｐｔした公園施設の清掃・環境美化活動等を定期的（年最低３回以上）に行います。

●養子縁組できる都市公園

今回のプログラムで対象となる都市公園は、

都市公園　亀ヶ城公園
千里公園
扇田公園
都市緑地　中央緑地

です。ただし、上記の施設についても、一部対象にならない場所があります。

※1　アダプト・プログラムは１９８５年にアメリカ、テキサス州で道路の散乱ゴミ対策の新しい取り組みとして始められました。道路と「養子縁組」するというユニークな取り組みは、自分たちの生活空間を快適にしたいという住民たちの間で広く普及し、瞬く間に全米４８州にまで拡がりました。「アダプト-ア-ビーチ（海岸）」など、いろいろなものが養子縁組の対象になっています。

2．アダプト・プログラムの取り組みの流れ

「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇａｍ」は、参加の意志を表明した団体または企業等に対して、町がプログラムについての基本的な考えを説明するとともに、協議の上、実行する都市公園内公園施設を決定し、合意書を結びます。

この合意書により、参加者は年間を通じて里親となった公園施設の清掃・環境美化を受け持ちます。

なお、この清掃・環境美化活動は年間３回以上行うこととします。

１．参加申し込み

●申し込みは申込書（様式集Ｐ１）を町建設課　都市整備業務へ提出するだけで結構です。

●Ａｄｏｐｔ公園施設は希望公園施設をもとに町建設課　都市整備業務で決定します。

２．合意書の交換

●参加者と町の間で合意書を締結します。

●合意書は町で作成します。（様式集Ｐ２参照）

３．活動計画書の提出

●合意書締結後、清掃・環境美化活動計画書（様式集Ｐ３）を町建設課　都市整備業務へ提出してください。
（２年目以降は４月に提出してください。）

４．清掃環境美化活動

●年３回以上の清掃・環境美化活動を行ってください。

●活動日時等は団体の自主的な判断で行い、事前に提出いただいた活動計画（３）を変更した場合でも町建設課　都市整備業務への連絡は不要です。

５．活動報告書提出

●清掃活動終了後は、すみやかに活動報告書（様式集Ｐ４）を町建設課　都市整備業務へ提出してください。

６．看板設置

７．広報活動

● 養子縁組（Ａｄｏｐｔ）した都市公園内に、看板を設置します。（町）

● プログラム及び各団体活動についての広報を行います。（町）

３．申し込みからＡｄｏｐｔ（養子縁組）公園施設の決定・養子縁組まで

１．申し込み

猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ　Ｐｒｏｇｕｒａｍに参加したい団体は、このマニュアルに記載された留意事項をよく御覧いただいた上で申込書（様式集Ｐ　１）を町建設課　都市整備業務まで提出してください。

- 各都市公園内都市公園施設(花壇、芝生広場、体育館等)と養子縁組します。
- 年３回以上の清掃・環境美化ボランティア活動を行っていただきます。
- 申し込みから活動開始までの間には、少しの期間を必要とします。この間に候補地の調査や関係機関との調整を行います。なお、ご不明の点などがあれば、町担当課までお問い合わせください。

受付・問い合わせは
「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」
〒９６９－３１２３
福島県耶麻郡猪苗代町字城南 100
町担当課　建設課　都市整備業務
Ｔｅｌ ０２４２－６２－２１１８
Ｆａｘ ０２４２－６２－５１７５

２．担当都市公園施設の決定

申込書に記載された内容（第１～第３希望）をもとに、町建設課　都市整備業務において担当公園施設を決定します。担当公園施設の決定に際しては、希望を十分尊重しますが、すでに他の参加者が担当している場合など、希望以外の区間公園施設の清掃・環境美化活動をお願いする場合もあります。

また、アダプト・プログラムは、担当した公園施設の清掃・環境美化活動を独占するものではありません。他の団体等が清掃・環境美化活動を行っている場合も、お互いに協力しながら活動を行ってください。

３．合意書の締結

参加者の方々と町との間で「合意書」を交換します。

合意書では、担当する公園施設や参加者の責務、町の支援内容など、アダプト・プログラムの実施に必要な事項が確認されます。

4．年間計画の作成から活動準備まで

4．年間計画の作成

参加団体は、参加時または年度当初に１年間の清掃・環境美化活動計画をたて、別紙の計画書により町建設課　都市整備業務にお知らせください。

（※2）　計画は、参加人数やメンバー、活動公園施設、気候などについてよく検討いただいた上で、無理のない計画をたてるように努めて下さい。

（計画をたてる際の留意点）

- 年間３回以上の活動ができるよう計画してください
- 年間計画は、参加団体の活動の目安ですので、活動予定日の天候や気候、その他の事情により、後に変更は可能ですのであまり堅苦しくお考えにならなくても結構です。（団体の自主的な判断により変更可能）
- 「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」活動計画書に年間の活動計画を記載し、町建設課　都市整備業務まで、郵送等により１部をご報告ください。

「報告をいただく時期」

毎年4月〔年度間（4月～3月）の活動計画〕

ただし最初の年は合意書締結時

5．活動準備

具体的な清掃・環境美化活動日の決定、団体内での連絡調整、また他の団体等との連絡等（必要な場合）については、各団体で行ってください。

活動の準備について町建設課　都市整備業務がお手伝いできる事項は、次のとおりです。

① 看板の設置

町は参加者から年間活動計画の報告を受けた後に、担当する団体の名称を示した看板を設置します。看板は、基本的に次の様式のものとし、設置する位置は町建設課　都市整備業務が決定します。

看板への表示は、原則として団体の名称のみとします。

例えば愛称やキャッチフレーズ、特定の主義・主張、標語、製品名、個人名などやその他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。

② ゴミ袋等の配布

希望者には町建設課　都市整備業務にて清掃・環境美化活動に必要なゴミ袋等を活動毎お渡しします。

5. 清掃・美化活動から活動報告まで

6. 清掃・環境美化活動

清掃活動の対象となるゴミ等は、原則として

- 紙くず類
- 空き缶類
- びん類
- 石
- 落葉
- 枯枝
- ペットのふん
- その他（家庭ゴミとして回収可能なもの）とします。

大型のゴミや重量物は、当プログラムにおける回収の対象とはしません。大型のゴミを発見した場合は、活動報告書において、町建設課　都市整備業務まで報告して下さい。（個別対応で回収することとします。）

また、危険物等を発見した場合は、無理のない範囲で最小限の対応（近づかないようにロープを張るなど）を行い、町建設課　都市整備業務までご連絡下さい。

◇　清掃・環境美化活動を行う際は、くれぐれも参加者の安全にご留意下さい。当日の天候、気象などに注意し、少しでも疑問のある場合は活動を中止または延期する勇気を持って下さい。

◇　ゴミは猪苗代町のゴミ分類基準に応じた分別方法に従って、収拾して下さい。

手間のかかる作業ですが、資源のリサイクルやゴミを回収する上でたいへん重要ですので、是非ご協力下さい。

気をつけて！
（安全管理・留意事項について）

Ａｄｏｏｐｔ　Ｐｒｏｇｒａｍにおいて最も優先されるべきものは、参加者の安全です。このため、活動に際しては、何よりもまず安全管理に留意してください。

◆　活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる管理者を決めた上で、管理者を中心に安全な活動に努めて下さい。

◆　清掃・環境美化計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画をたててください。

◆　活動の実施についても、当日の天候（雨天・降雪・濃霧等）や時間日没等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けて下さい。

◆　町道、河川、公園周辺は傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい部分や害虫などにも十分注意して作業を進めて下さい。

◆　特に子供が参加する場合には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行って下さい。

◆　重量物や粗大ゴミ、医療用具など危険なものには手をふれず、関係機関へ連絡して下さい。

※　町では、清掃・環境美化活動に対しての事故などに備えて、ボランティア保険に加入します。

7．ゴミ処理

集めたゴミの回収については定められた方法で分別し、活動場所毎にまとめて下さい。

8．活動報告

活動終了後、すみやかに活動報告書（様式集Ｐ４）を町建設課　都市整備業務（様式集Ｐ３）までお送り下さい。

報告書様式は、できるだけ簡単なものとなるようにしております。

みなさま方の活動状況を把握し、猪苗代町の自然環境の保全施策に役立てるとともにアダプト制度をより良いものとするための参加者の意向を把握したいと考えております。

9．その他
ご注意ください
変更手続きなど

「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」では、以下の場合養子縁組を解除し、看板から団体・企業名を除く場合があります。

・趣旨と異なる活動がなされていると認められた場合
・他の方々の活動に迷惑を及ぼす恐れのある場合
・年間３回以上の清掃活動が行われない等の場合

参加申し込みの時点から、団体・企業等の内容に大きな変更等があった場合（名称の変更、目的の変更、住所の変更、代表者・連絡先の変更などは、お手数ですが町建設課　都市整備業務までご連絡下さい。

６．関連規定

「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」運営要綱

（活動の目的）

第１　猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍの活動は、猪苗代に住む住民、行政が一体となって身近な公共施設「都市公園」の清掃・環境美化活動を行い、公園の豊かな自然環境の保全を図るとともに、環境美化に対する住民意識の高揚を図ることを目的とします。

（参加資格）

第２　猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍに参加する者（以下「参加者」という。）は、町内会、町民グループ、学校、企業、家族とします。

（参加手続き）

第３　猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍに参加しようとする者は、別に定める申込書により、次の事項を登録するものとします。

１）　団体（企業）等名、代表者及び構成者

２）　清掃・環境美化活動を行う公園施設

３）　清掃・環境美化活動を行う公園施設等については、町建設課都市整備業務と参加者との間で協議しながら決定するものとします。

４）　参加者と町との間で、確認事項等について別に定める合意書を結ぶものとします。

（参加者の活動）

第４　参加者は、猪苗代町の都市公園施設について、清掃・環境美化活動を行うなど環境の保全活動を担当することとします。

１）　参加者は、年間最低３回の清掃・環境美化活動を行い、かつ３年間以上継続することとします。

２）　清掃活動により収集したゴミは、猪苗代町のゴミ分類基準に従って分別し、定められた方法により処理することとします。

３）　参加者は清掃・環境美化活動等とあわせて他の目的を持つ活動（例えば、チラシ配布などのＰＲ活動、イベント開催など）を行わないこととします。

４）　清掃・環境美化活動等の際は、各参加者において第６に掲げる安全基準の確認を行い、安全確保に万全の意を注ぐこととします。

（活動計画及び報告等）

第５　参加者は、あらかじめ年間の活動計画を立て、町建設課　都市整備業務に届けておくこととします。

１）　参加者は、各活動後には遅滞なく別に定める活動報告書により活動状況を事務局に報告することとします。

（安全の確保）

第６　活動に関わる安全対策等については、参加者において責任をもって対処することとし、各活動に際しては、安全を第１とし、各団体において安全対策、予防策を完全なものとすることとします。

（登録団体への支援）

第７　町は参加者の活動に対し、次に掲げる支援措置を行うこととします。

１）　担当公園施設に参加者の名称等を示す看板をたてること

２）　報道機関等に対して、団体等の活動状況についての資料提供等を行うこと

３）　その他、団体等の活動が円滑に行えるような支援を行うこと（金銭的支援は除く）

（登録の抹消）

第８　参加者が、この基準その他の決まりに従わない場合、または他の参加者の活動に迷惑を及ぼす恐れがある場合若しくは「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」の運営に支障をきたす場合には、町は当該当者の登録を抹消することができるものとします。

（事務局）

第９「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍの事務は、町建設課　都市整備業務が行うこととします。

様 式 集

- 「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」申込書 ・・・・・・・・・・・・1
- 「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」合意書 ・・・・・・・・・・・・2
- 「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」活動計画書 ・・・・・・・・・・4
- 「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」活動報告書 ・・・・・・・・・・5
- 「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」代表者変更届 ・・・・・・・・・6

「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」申込書

平成　　年　　月　　日

団体・企業等名称		
郵便物等の送付先	〒	
構成員数	人 ※団体等の会員数、または企業等の構成員のうち活動に参加する人数	
参加の内容		
活動を希望する公園施設（地図等に明示）	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
報道機関等への資料提供の可否	可・否	※報道機関等に対する貴団体の作業の資料提供を行って良いかどうか（可の合は、団体の名称、清掃活動計画、代表者の方の連絡先等を資料提供する場合があります）
その他		

※「活動を希望する場所」については、第１希望が必ずしも担当できるとは限りませんので、必ず第２希望、第３希望までご記入ください。

フリガナ	
代表者の職・氏名	
代表者の住所	
電話番号	（昼間）
	（夜間）
ＦＡＸ	
Ｅ-ｍａｉｌ	

※登録にあたっては、別に定める確認事項及び合意書に代表者の記名押印をしていただくことになります。
また、その際に団体等の規約、会員名簿等をご提出いただくことがあります。

「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」合意書

この合意書は、猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ担当事務局　町建設課　都市整備業務（以下「町」という。）と、猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ参加者（以下「参加者」と呼ぶ。）との間で合意の上、作成するものです。

参加者は、以下の項目に合意する。

第１　町の示す安全方針に従い、参加者が責任を持って安全な方法で清掃・環境美化活動を行うこと。本プログラムでは、安全が最優先である。

第２　責任者を定めること。責任者は参加者の規模、気候状況等に留意し、合理的で無理のない活動計画をたて、安全管理に十分注意することとする。

第３　清掃・環境美化活動は、年３回以上行うこと。また、参加者は清掃・環境美化活動を合意書を結んだ日から３年以上継続して行うこと。

なお、町が呼びかけた一斉清掃日に参加した場合は、当プログラムにおける年間の清掃・環境美化活動回数に含めることができるものとする。

第４　参加者は、各公園施設と、Ａｄｏｐｔ（養子縁組）し、当該公園施設の清掃・環境美化活動を行うものとする。

第５　清掃・環境美化活動の際には、他の目的をもつ別の活動（チラシの配布、イベントの開催など）を行わないものとすること。

第６　年間の清掃・環境美化活動の計画をあらかじめ町に提出しておくこと。また、活動を行う際には、町との協議内容に従って活動を行うこと。

第７　清掃・環境美化地活動箇所に徒歩等で行けない場合には、なるべく公共交通機関を利用すること。車両の数は必要最低限に抑え、不法駐車等は絶対に行わないこと。

第８　１５才以下の者が参加する場合は必ず成人の保護者または監督者を十分な人数つけること。

第９　集めたゴミを詰めた袋は、あらかじめ定められた方法により分別収集し報告書により町に報告すること。

第１０　清掃・環境美化活動中に見つけた重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により町に報告すること。

第１１　有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の予防措置をとり、ただちに町まで連絡すること。

第１２　清掃・環境美化活動終了後は７日以内に町に報告をすること。

第１３　清掃・環境美化活動の際には現場に救急箱を用意しておくこと。

第１４　公園管理上必要がある場合には、公園管理者が行う指導に従うものとすること。

町は、以下の項目に合意する。

第１　参加者の「名称」を表記した看板を用意し、清掃・環境美化公園内１ヶ所に設置すること。

第２　安全管理、ゴミの回収等に関する連絡先等を記載した各種資料を作成、配布すること。

第３　各参加者の活動の記録を整理保存すること。また、「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」または各参加者の活動についての広報に努めること。

第４　清掃・環境美化活動に必要な消耗品の配布等、支援方策を講じること。
ただし、金銭的支援は除く。

その他の特記事項

第１　Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍにおける清掃・環境美化活動は、参加者の自己責任下において行うボランティア活動であり、町はその活動中の自己に対して賠償責任を負わない。ただし別途、活動の支援策として傷害保険に加入した場合、その範囲内での保証を行う。

第２　清掃・環境美化活動を行う公園施設において、工事予定がある場合や天候等の状況により、この合意書による清掃・環境美化活動が進められない場合が考えられる。この場合、参加者と町が協議して、爾後の方針を検討することとするが、基本的にはこれらの制約条件がなくなった時点から活動を再開することとする。

第３　Ａｄｏｐｔ（養子縁組）の期間は合意書締結の日から３年間とする。

ただし、町は参加者が、この合意書その他の決まりに従わない場合、または他の参加者や清掃・環境美化活動を行う者等の活動に迷惑を及ぼす恐れがある場合、若しくは「猪苗代町　都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」の運営に支障をきたすと認める場合には、当該参加者の登録を抹消することができることとする。

Ａｄｏｐｔ（養子縁組）を結ぶ公園施設	（図面添付）

団体・企業名等	
フリガナ	
代表者名	
代表者の住所	
電話番号	（昼間）
	（夜間）
ＦＡＸ番号	
Ｅ-ｍａｉｌ アドレス	

平成　　年　　月　　日

参加者　住　所
代表者

町　住　所　福島県耶麻郡猪苗代町字城南１００
代表者　　猪苗代町長　津金要雄

「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」活動計画書

平成　　年　　月　　日

団体・企業名			
計画作成者			
活動計画	清掃・環境美化予定時期	参加予定人数	備　　考
備　　考			

１ 活動に際しては安全な方法で清掃・環境美化作業を行ってください。Ａｄｏｐｔ Ｐｒｏｇｒａｍでは「安全」が最優先です。
・作業前から作業後にわたり、安全管理を徹底してください
・必ず責任者の参加のもとに作業を行ってください
・１５才以下の参加がある場合は、必ず十分な保護者をつけてください
・重量物や大型のゴミ等は拾わずに、報告書により町建設課　都市整備業務に報告してください
・有害または危険と思われる物質、注射器、点滴針等を見つけたときは、必要最低限の措置をとり、ただちに町建設課　都市整備業務まで連絡ください

２　Ａｄｏｐｔ Ｐｒｏｇｒａｍは、都市公園施設と養子縁組し、公園環境の保全を進めるものですが、公園清掃・環境美化活動を排他的に独占するものではありません。他の団体等が清掃・環境美化活動を行っている場合もお互いに協力しながら作業を行ってください。

「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」活動報告書

平成　　年　　月　　日

団体・企業名	
活動日時	
活動場所	
参加人数	
活動内容 （活動状況写真）	
事故・怪我等	
Ａｄｏｐｔ制度について改良を要する点や気のついたことがあれば	
報告書を作成した方の氏名	

「猪苗代町都市公園Ａｄｏｐｔ・Ｐｒｏｇｒａｍ」代表者変更届

平成　　年　　月　　日

猪苗代町長　様

団体・企業等名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代　表　者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

このことについて、下記により届け出ます。

団体・企業等名称	
フリガナ	
旧代表者の職・氏名	
フリガナ	
新代表者の職・氏名	
新代表者の住所	
新代表者の電話番号	（昼間） （夜間）
新代表者のＦＡＸ番号	
新代表者のＥ－mail	
郵便物等の送付先	〒